

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書案

義務教育費国庫負担制度は、機会均等、水準確保及び無償制という義務教育の根幹を支えるためには国が必要な制度を整備するとの認識の下、教職員の確保及び適正配置のため、必要な財源を安定的に確保する意義を有するものである。

義務教育の成否は、教職員の確保、適正配置及び資質の向上並びに教育環境の整備に負うところが大きく、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠である。

義務教育費国庫負担制度の対象外となり、一般財源で措置されている教材購入費、図書購入費及び情報関連整備費等において、措置額が基準財政需要額を下回るなどの地域間格差が生じている実態がある。このような地域間格差を解消し、義務教育の水準を安定的に確保するためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源の確保とその増額が必要である。

地方の財政状況に影響されることのない確固とした義務教育費国庫負担制度によって、未来を担う子どもたちに豊かな学びを平等に保障することは、社会の基盤づくりに極めて重要である。

よって、本県議会は、国において、義務教育費国庫負担制度を、更に充実されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 前田剛志

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣

子どもたちの豊かな学びを保障するための教職員定数 改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を求める意見書案

平成 29 年 4 月、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正が行われ、教職員の定数に関し、小中学校等における「障害に応じた特別の指導」や「日本語を理解し、使用する能力に応じた指導」を充実させるため、基礎定数が新設された。

しかしながら、学級編制については、平成 23 年に小学校 1 年生の学級における標準が 40 人から 35 人に引き下げられて以降、法改正は行われておらず、国際的な比較においても高い水準にある。

また、文部科学省において、学校における働き方改革のための環境整備として、教員の人的措置の充実を図ることとされているほか、教員のストレス状況に関する分析として、「勤務時間が長くなるほど量的負荷、質的負荷が高い」、「勤務時間依存的にメンタルヘルスは不良になる」といった報告もされている。

新学習指導要領への移行の時期を迎えた今、山積する教育問題の解決を図り、子どもたちの豊かな学びを保障するためには、子どもたち一人ひとりへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するとともに、教職員が心身共にゆとりを持って日々の教育活動と向き合える環境の整備を更に進めていく必要がある。

よって、本県議会は、国において、子どもたちの豊かな学びを保障するための教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行われるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 前田 剛 志

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

子どもの貧困対策の推進と就学及び修学支援 に関する制度の拡充を求める意見書案

厚生労働省の平成 28 年国民生活基礎調査によると、「子どもの貧困率」は 13.9%となり、およそ子ども 7 人に 1 人の割合で貧困状態にあると言える。

平成 26 年 1 月には、子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行され、また、政府は、同年 8 月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定し、同大綱において、教育の支援について、「『学校』を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。」という基本的な方針が示された。

学校をプラットフォームとした子どもの貧困対策を推進するに当たっては、教育相談などの機能を充実させる取組や、関係機関と連携した支援を行うなどの取組が必要であり、そのためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの更なる配置の拡充が求められている。

また、平成 29 年度に高等教育段階での給付型奨学金制度が創設されるとともに、生活保護法の改正に伴い、大学等に進学した者に対して、進学準備給付金を支給する制度が本年度に創設されたが、今後もこれらの制度の更なる拡充が求められるところである。加えて、高等学校等就学支援金制度についても、修業年限による支給制限の緩和など制度の拡充が求められている。

よって、本県議会は、全ての子どもの学びの機会を保障するため、国において、「子供の貧困対策に関する大綱」に基づく施策をより一層推進されるとともに、就学及び修学支援に関する制度を更に拡充されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 前田剛志

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣 (少子化対策)

財務大臣

文部科学大臣

学校における防災対策の充実を求める意見書案

地震活動の長期評価を行っている政府の地震調査研究推進本部は、平成30年1月1日を算定基準日とする、今後30年以内におけるM8～M9クラスの南海トラフ巨大地震の発生確率を70%～80%としている。また、南海トラフ巨大地震が発生した場合、多くの避難者が発生することが想定されている。

学校施設は、児童生徒が学習する場であるにとどまらず、災害時における地域住民の避難所に指定されているところが数多くあるなど、地域防災の観点からも非常に重要な役割を担っている。

現在、公立学校施設における校舎等の建物の耐震化は完了している一方、屋内運動場等の天井等の落下防止対策や校内の備品等の転倒防止対策、ガラス飛散防止対策など、非構造部材の対策は引き続き推進していくことが求められる。

また、南海トラフ巨大地震等による災害を想定した学校施設の高台移転、耐火性の確保などの安全対策、避難者の生活を支える多目的トイレや自家発電設備等の設置など防災機能の強化、食料・飲料等の備蓄の増強、避難所の円滑な運営方法の確立等は、喫緊の課題である。

加えて、平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震でのブロック塀の倒壊による被害を受け、避難所機能に係る部分以外においても、学校施設の老朽化等に伴う安全性の低下が懸念されるため、早期の安全点検の実施と対策の充実が必要である。

よって、本県議会は、国において、巨大地震等による災害を想定した学校における防災対策の充実に取り組みされるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 前田 剛 志

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣 (防災)

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣